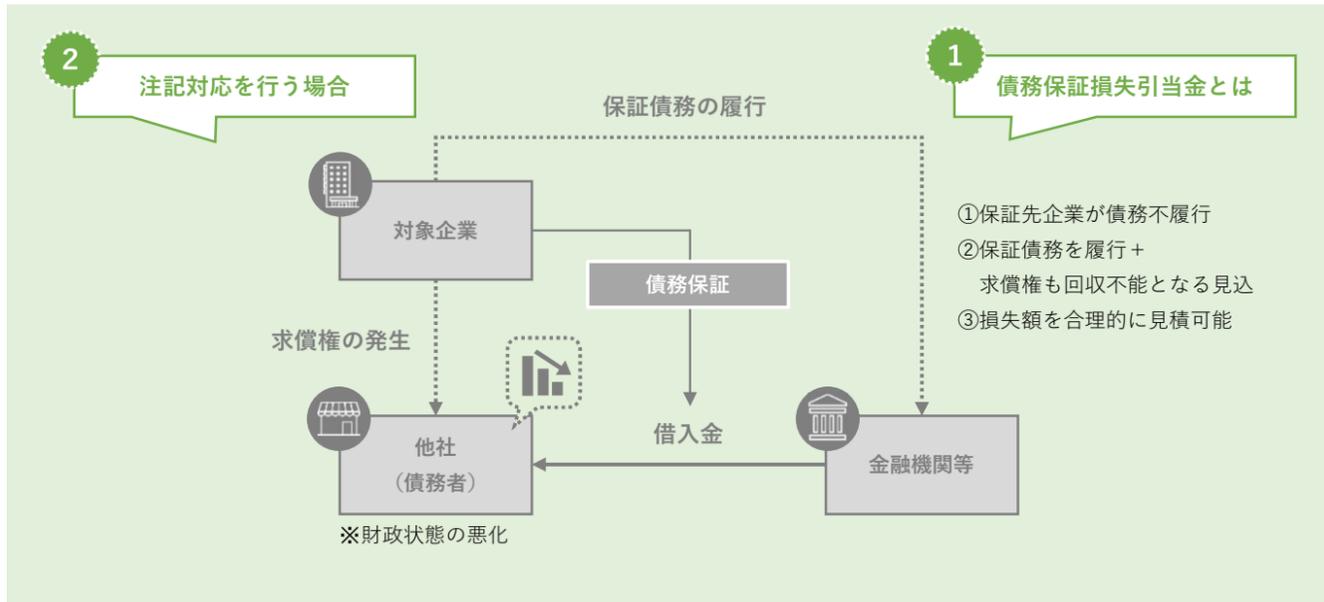


【全体概要図】



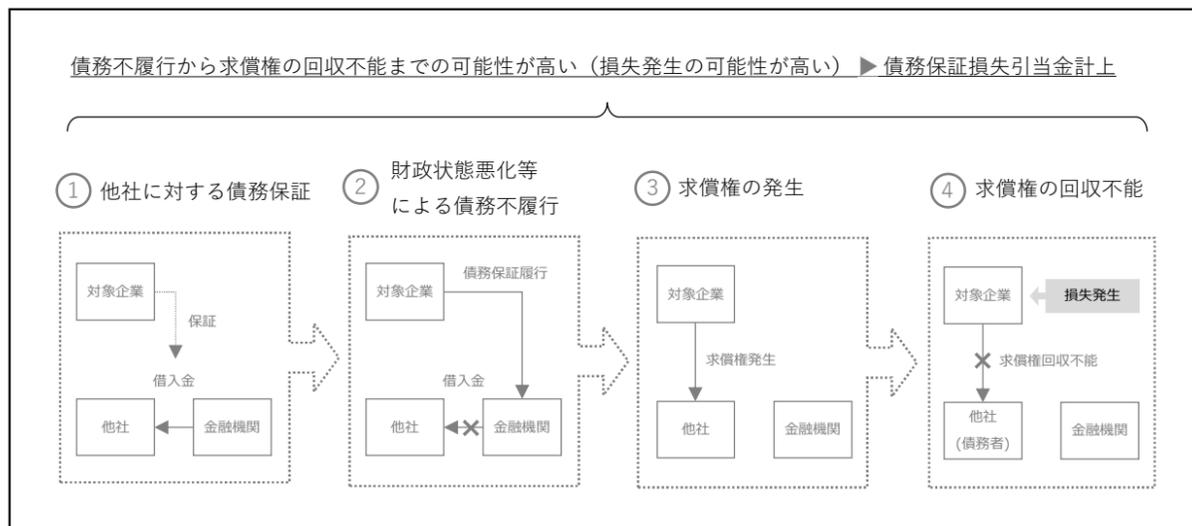
1 債務保証損失引当金とは

⇒ 取引先企業の財政状態が悪化した場合、まず初めに考えられるのは貸倒引当金の設定だが、それ以外に債務保証を行っている場合には、他社の債務に対しても引当が求められる可能性がある。

(1) 債務保証損失の計上が求められる場合

⇒ 債務保証先企業の財政状態等が悪化しており、①債務不履行となる可能性が高い、②保証人が保証債務を履行することとなり、履行に伴う求償権も回収不能となる可能性が高い、③発生する損失額を合理的に見積もることが出来る、場合に債務保証損失引当金の計上が求められる。

【参考】債務保証先の債務不履行から求償権回収不能までの流れ



求償権の回収不能まで至る可能性の高い債務者とは具体的に、法的、形式的に経営破綻に陥っている先や、深刻な経営難に陥っており、回復の見込みが見込めないような先をいう。回復の見込みが見込めない場合は、再建のために経営改善計画等を作成したが、その進捗計画通りに進まず、今後経営破綻に陥る可能性が高い先をいう。

貸倒引当金の債権区分に当てはめると、「破産更生債権等」に該当するような先が中心で、一部の「貸倒懸念債権」が含まれると思われる。なお、債務超過の状態がこの債務保証損失引当金の要件に当てはまるかという点について、債務超過の事実は十分に斟酌しなければならないものの、債務保証損失引当金の計上要件は総合的に判断されることから、債務超過となればすぐさま引当が必要とはならないものと思われる。

2 引当を行わず注記対応を行う場合

⇒ 債務保証損失引当金の計上要件には、大きく3つある旨の説明を行ったが、要件を満たさず引当金を計上しない場合でも注記が求められることがある。注記を検討するうえでは、前述の要件をさらに①、②をまとめて「A：損失の発生可能性が高い」とし、「B：損失の合理的な見積りが可能」とする。

(1) 損失発生がある程度予想される場合 (Aを満たさない場合)

損失発生の可能性が高い場合には、債務保証損失引当金の計上が求められることは前述の通りだが、可能性が高いとはいえなくても、ある程度予想が出来る場合、注記による注意喚起が必要となる。なお、注記には、①債務保証の金額、②損失の発生可能性が高いが損失金額の見積りが不可能である旨、その理由及び主たる債務者の財政状態等の記載が求められている。なお、損失の発生可能性が低い場合には追加情報の注記は不要だが、債務保証の金額自体の注記は必要である。

(2) 損失の合理的な見積りができない場合 (Bを満たさない場合)

損失の発生可能性が高い又はある程度予想される場合であったとしても、損失額を合理的に見積もることができない場合には引当金は計上しない。しかし、この場合であっても、注記による注意喚起は求められることとなる。なお、注記には、①損失の発生可能性が高いが損失金額の見積りが不可能である旨、②その理由及び主たる債務者の財政状態等の記載が求められている。

B：損失の合理的な見積り可能性

A .. 損失の合理的な見積り可能性

損失の発生可能性	損失金額の見積りが可能な場合	損失金額の見積りが不可能な場合
高	<ul style="list-style-type: none"> 債務保証損失引当金の計上 	<ul style="list-style-type: none"> 債務保証の金額を注記 損失の発生可能性が高いが損失金額の見積りが不可能である旨、その理由及び主たる債務者の財政状態等を追加情報として注記
ある程度予想される場合	<ul style="list-style-type: none"> 債務保証の金額を注記 損失発生がある程度予想される旨及び主たる債務者の財政状態等を追加情報として注記 	<ul style="list-style-type: none"> 債務保証の金額を注記 損失発生がある程度予想される旨及び主たる債務者の財政状態等を追加情報として注記
低	<ul style="list-style-type: none"> 債務保証の金額を注記 	<ul style="list-style-type: none"> 債務保証の金額を注記